

令和8年6月15日

三浦市議会議長 神田真弓様

三浦市議会議員政治倫理審査会

委員長

神田 征志

審査結果報告書

令和8年4月21日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員 下田 剛議員
2. 付託事案 令和8年3月4日開催の三浦市議会議員政治倫理審査会における行為について
3. 審査結果 調査請求の適否について否と決定した
4. 審査の経過 審査会開催日
令和8年4月21日、6月15日
審査の概要は別紙のとおり



【別 紙】

〈審査の概要〉

第1回審査会 令和8年4月21日

1 正副委員長の互選

指名推選の方法により、委員長に千田征志委員、副委員長に石橋むつみ委員を選任した。

2 調査請求内容について

議会事務局長から、これまでの経過、調査請求書に関する事項、今後の審査の流れについて説明した。

3 調査請求の適否について

次回審査会で、適否に関する審査の進め方について協議を行うことを決定した。

第2回審査会 令和8年6月15日

1 調査請求の適否について

調査請求の適否を決定するための聴取の要否について議論を行い、採決の結果、聴取は行わないものと決定した。

なお、述べられた意見は概ね次のとおり。

〈聴取を要する〉

- ・当該議員への調査は行うべきである。

〈聴取は要さない〉

- ・詳しい調査請求書であり、不要である。

当該議員に出席を求め、三浦市議会議員政治倫理条例施行規程第8条に基づく当該議員の意見を聴取した。

当該議員から述べられた事項は、おおむね次のとおり。

- ・この間、自身の発言箇所を確認した。
 - ・政治倫理審査会という極めて重要かつ厳正な場において、対象者のいかに問わず、等しく厳格な姿勢で臨むべきという信念を持っている。今回の発言もその一環であり、これを不適切とされてしまえば、今後、政治倫理審査会における議員の自由な議論や職責の全う自体が形骸化しかねない。
 - ・与えられた役割を全うするための発言であり、正当な問題提起であったと確信している。
-

調査請求の適否に関する議論を行い、採決の結果、本調査請求の適否については否と決定した。

なお、委員から述べられた意見は、おおむね次のとおり。

〈否とすべき〉

- ・ 請求書は、擁護する発言がどの部分か特定できないものであり、そもそも調査に入ることができないものであり、否である。

〈適とすべき〉

- ・ 2人の議員から話を聞くことができたが、三浦市の政治倫理条例は他市とは成り立ちが違う部分がある。今は三浦市の政治倫理条例に従って審査しているので、調査請求の中身を考えた場合に、適と判断する。

2 審査結果報告書について

審査会から議長に行う審査結果の報告について、報告内容を決定した。